

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
医療	試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例〔法第20条の3〕	別添

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

※ 別添において記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例（国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業）
〔法第 20 条の 3〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②大学その他の研究機関と連携していること。
- ③実施時期については、2020 年までの事業開始を予定していること。